

発 言 通 告 書

令和6年2月27日

松山市議会議長 渡部克彦 殿

松山市議会議員 土井田 学

次のとおり通告します。

発言順位	5	受領日時	2月 27日 午前 11時 55分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式 ・ 一括方式		発言時間	約 15 分
答弁を求める者	・ 市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者			

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	愛媛県が行政指導を行ったナマコ問題について	(1) 昨年4月のセリ人逮捕から、行政指導に至った、公設市場で発生したナマコ問題につき、卸売市場法上の市の不適切な対応と市長の見解について (2) 条例違反などの市場運営上の問題の解決状況について (3) 未解決のものと3月末までに解決見込みのものについて
2	ナマコ問題に関する議会答弁について	(1) 卸売市場法に基づく検査について ① 法令の制度上、容疑の段階で検査はできないとした答弁について ② 検査はできない規定は、松山市公設水産地方卸売市場業務条例等の第何条か。 (2) 公設市場で発生した一連のナマコ問題の市長の管理責任について (3) 売買代金の支払い根拠となる重要な販売原票について ① 市が販売原票の記載内容の正誤の確認や判断はしないとする答弁の虚偽について ② 虚偽記載の疑いがある販売原票の調査を行わず、取引の総量や金額、使用料の過少申告等につき、数字上の差額はないと判断した理由と根拠について ③ 販売原票の調査方法、セリ人が認めた商品名の偽装等の虚偽記載、使用料の過少申告等の状況とそれらに対する対応について ④ 販売原票の虚偽記載につき、立入検査ができない規定は、松山市公設水産地方卸売市場業務条例の第何条か。 (4) 市場開設者である市長の対応と見解について ① 行うべき調査等の不作為と虚偽答弁を認めることについて ② 市の信用失墜の不適切行為に対し、コンプライアンス条例等に基づく適正対応の実施について

